

ましては、昨年12月に本市ホームページに掲載するとともに、ケアマネジャー連絡会等でも制度の説明を行い、周知に努めてまいりました。昨年度の申請件数は21件となっており、前年度の5件、前々年度の6件と比べますと大幅に伸びており、周知の徹底が進みつつあると考えております。今年度におきましては、秋口の広報に掲載を予定しており、今後とも周知の徹底を図ってまいり所存でありますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大本郁夫君） これで井上まり子君の質問を終わります。

次に、5番戸田久和君を指名いたします。戸田久和君。

〔5番戸田久和君登壇〕

【質問】

◆5番（戸田久和君） タイマー押しました。5番無所属で今期から鮮烈左翼と名乗ることにした戸田です。4月の市議選後初めての定例議会となりますが、市民から熱い期待を負託されて連続トップ当選を果たした議員として、腕によりをかけて本会議質問をしていきますので、じっくりお聞きください。また、当局者は誠実に答弁してください。

1、政務調査費の意義と領収書添付について。

議員の政務調査費については、近年問題点がさまざまに指摘され、監査請求や訴訟も起こされてきましたが、特にことし冒頭からマスコミ報道が格段にふえて、市民の耳目をとらえ、ついには去る6月15日に、大阪府の監査委員が3億4117万円もの金額を目的外使用と認定し、府議会全8会派と府議ら112人に返還させるよう太田知事に勧告するに至り、世に巨大とも言える衝撃がもたらされたところです。

これは門真市民にも直接関係のあることであって、門真市選出の公明党府議が政務調査費で事務所への大型液晶テレビを買ったなどで目的外使用とされたり、前府議だった園部市長その人も目的外使用と認定されたりしています。

また、既に札幌市議会政務調査費の住民訴訟についての昨年9月21日最高裁判決で、領収書など支出自体の裏づけ資料がないと、もうそれだけで政務調査費の不正使用と断定されることが確定していることも重大な事態であり、政務調査費に関して領収書添付、公開の義務化と使途基準の精密化は、自治体にとって待ったなしの必須事項となっています。

私はこうした動向を早くからの的確に把握していたがゆえに、それまでの私自身の不十分さを反省した上で、全議員に対して領収書の添付義務づけへの移行やそれへの賛同、自発的な領収書添付の実行などを呼びかけ、公開質問状も出し、さらには06年度政務調査費報告書と07年度4月分の政務調査費報告書

について、自発的に詳細な内訳説明とともに領収書を添付し議長に提出するなどして啓発と市民からの信頼醸成にも努めてきましたが、まことに情けないことに、門真市議会の議員たちの反応は極めて鈍く、共産党ですら公開質問状に何も答えず、この議場の中で答えてくれた議員がたった3人だけというありさままで、本日この段階で門真市議会では議会としての前向きな論議や行動が何も起こっていないのが実情です。

さりとはいえ、府議会事件の衝撃や自・公の悪政による定率減税廃止のため、議員報酬の手取りが月37万円台に私自身も含めて激減する議員も出てきた、こういう状況の中で、この本会議質問をも契機として、これからようやく公式の場で論議が始まるかもしれません。以下11項目にわたって質問をしますので、市民から監査や返還の請求が出されたときに直接に責任を問われるのは市長であるということ踏まえて答弁をお願いします。

1、門真市での議員の政務調査費について、そもそもどういうものなのか、市政チェックに果たしている役割や公益性について、その趣旨、目的は果たされていると市長は思っているか。

2、去る5月21日に07年度11カ月分の政務調査費66万円の交付が各会派・議員に示され、5月分、6月分としてまず12万円が交付されたが、これは4月に議員から出された06年度政務調査費報告及び5月に出された07年度4月分政務調査費収支報告の内容が正当であると市長が認めたから交付されたと思うけれども、これで間違いはないか。

3、政務調査費の交付決定、交付は市長の名前で出されているし、収支報告の点検、認定も含めて、法理的な行政責任は市長が負うはずだが、それで間違いはないか。議員から収支報告書の提出を直接に受ける議長は、では法理的にはどのような責任を負うのか。

4、今の門真市の条例と施行規則では、領収書添付義務づけや収支報告書の調査、閲覧の規定が全くなく、公的なチェックの制度がないようだが、それに間違いはないか。今の制度では、議長が領収書添付もない収支報告書を議員から受けて、何らその中身を調査せずによしとし、市長は議長からその写しを受け取るだけで自動的に承認しているようだが、こういう理解に何か異論があるか。あれば出してください。

5、市長は、議員たちが出した06年度と07年4月の収支報告の内容が正しいことをいつどうやって確認したのか。また、私が自発的に領収書添付で報告書を出したが、これは市長の側まで写しが上がっているかどうか。

6、政務調査費の使途基準について、門真市は大阪府よりは少し詳しく規定

されていますが、その一層の精密化が求められていると思う。特に、事務所費や人件費などの出費の中で、政務調査費の分をどう案分するかが問題にされている面がある。私は、6月18日に政務調査費に関する市長への意見と要求の書を06年度政務調査費報告書を領収書添付一式のコピーと07年度4月分の政務調査報告書領収書添付一式のコピーを添えて、市長に一体のものとして提出しました。

その中で、当職の場合、議員事務所たる賃貸マンションに自宅を同居させていたり、門真市の議員としての活動のほかに連帯ユニオン近畿地方委員長としての活動や、さらに幅広い社会運動家としての活動があったりして、各種支出と政務調査費との案分をどうするか苦慮してきたところだが、現行使途基準内で考察を重ねた結果、資料作成費でコピー・ファクス機リース代はその2分の1、トナーメンテナンス代はその2分の1、プロバイダー料金はその4分の1、広報費で各種用紙代はその2分の1、インクカートリッジ代は2分の1、サーバー契約料は2分の1、人件費で事務所人件費はその2分の1、事務所費で事務所家賃、水道代、電気代はその4分の1、事務所固定電話代はその2分の1、事務所備品購入費はその2分の1とした上で、ほか政務調査費に一部かわるものとしての携帯電話料金、自転車やバイク、宣伝カーに関する燃料費、整備費等の経費も考えられるが、区分が煩雑になるのであえて算入しないという案分処方を考案したところであります。

ちなみに、当職、私の政務調査費算定は、実際の使用よりも少なく算定していますが、こうした計算の結果、06年度政務調査費で支出総計が170万2151円、交付金72万円に対して赤字98万2151円、07年度4月分の政務調査費で支出総計が14万68円、交付金6万円に対して赤字8万68円であることを明らかにしておいた。これについて、その内容を市長が了承するかどうか、表明されたい。また、疑問や修正や改善の意見があれば述べられたい。

私が今回新たに行った案分方式は、今後の議論のたたき台の一つとして活用されるべきと思うが、市長はどう考えるか。

7、この6・18意見書と添付資料は、市が保有するという意味での公文書であり、情報公開の対象であるはずだが、それで違くないか。そうでないというのならば、その根拠を明確に述べよ。

8、私は、経費削減改革で議員も痛みを引き受けるなどとの口実をつけて領収書添付を義務づけするくらいなら、いっそ政務調査費を廃止してしまえと一部の有力議員らが動いて全体を引きずってしまうことを危惧しております。

そういった発想は、今までの政務調査費が不正に使用されていたとすることに等しく、また私のように赤字を出しながらも政務調査活動に奮闘している議員の活動を経済面から抑圧し、議員による行政チェック機能を弱らせ、もって市民の知る権利を阻害するものにほかならないと思うが、御自身も門真市議会と大阪府議会の議員を体験し、政務調査費を使用してきた園部市長としては、こういった考えについてどう思われるか、政務調査費をなくしてよいと思われるか、教えてください。

9、政務調査費報告書への領収書添付義務づけと点検・公開の義務づけは、議会の承認が不要で、市長の裁量だけでできる施行規則の改正でも可能であるはずだが、それに間違いはないか。

10、市長は速やかに政務調査費報告書への領収書添付義務づけと点検・公開の規定整備が必要であるとの意見表明を行い、政務調査費の交付決定、交付、収支報告の点検、認定にかかわる行政責任は市長が負うものであるとの法理的認識に立った上で、議会側とも協議しながら行政責任を果たし得るよう市側の体制整備を進めるべきと思うが、市長の決意はどうか。

11、政務調査費報告書への領収書添付義務づけと点検・公開の規定について、府内各自治体の状況はどのようになっているか。

質問の2項目め、エコ・パーク屋上広場での積極的な集客イベントの開催についてです。

エコ・パークは全国の行政サイドや門真の子供たちには有名ですが、大人全般の認知度がまだ低いのが実情です。そこで、私が提案するのは、広々として抜群の見晴らしを誇る4階屋上広場で、ユニークなイベントを開催して集客することです。例えば、ここで仮称有名花火ちゃんがり観賞会を開催するのはどうでしょうか。ここからは十三淀川の花火大会や天神祭の花火などはよく見えてゆったりと楽しめるはずです。また、ナイトシネマとして、夜間の屋外上映会をやることも考えられます。

そこでお尋ねしますが、1、エコ・パーク4階屋上広場を年に何回か夜間に開放して市民が集うイベントを開催するという点については、積極的に取り組むべきと思うが、どうか。とりあえず、ことしの夏に花火観賞会をやってみるべきと思うが、どうか。

2、夜間の屋上イベントを行う場合、飲食物持ち込み禁止等の施設の管理規則については、市長の裁量でそのときに限って規制緩和措置をとればよいと思うが、どうか。

3、施設管理規則以外の問題で、夜間の屋上イベントを行う場合に克服しな

ければいけない課題や条件を考えられる限り述べてください。また、それぞれの打開策も述べてください。

3項目、粗大ごみ有料化は経費削減にならない疑問について。

ごみの有料化が本当にコスト削減になるかについて大いに疑問があるので、以下の7点について質問します。

1、粗大ごみ有料化によって市が受ける新たな収入は年間幾らと見積もっているか。

2、まず、職員の労務コストを考える必要があるが、1時間当たりの人件費を算出した場合、部長、課長、主任、一般職員それぞれ幾らになるか。私がこういうことを聞くのは、合併強行策を進めた時代に、合併準備作業に要した職員の労務経費だけで何億円分もかかっていると私は思うのですが、そのコストが一方で行政コストがどうしたこうしたと言いながら、こうしたコストを全く算定しなかった当時の行政の愚かさを繰り返してはならないと思うからです。

3、市が粗大ごみ有料化を方針として決めてから、この6月中旬に至るまでの間、その方針推進のためにかかったコストは幾らになるか。最低限どういう項目を算定すべきかは、既に市側に伝えてありますので、それに沿って答えてください。

4、来年4月から粗大ごみ有料化を実施するとした場合、今から来年4月までにかかるコストは幾らか。

5、来年4月から粗大ごみ有料化を実施した場合、最初の1年間のコストは幾らなのか。私自身は、ごみの有料化は絶対反対論者でありますけども、実施すると仮定した場合のことをお聞きしています。

6、以上三つの時期のコストを合計すると幾らになるのか。

7、有料化した場合、毎日不法投棄はないか監視し合ったり、通報したり、通報を受けたり、不法投棄物を処理したり、市民にも職員にも新たなストレスが発生するという問題もあるのではないか。このことについての考え。以上、お答えください。

次、第4項目、過労死ラインを超えている一部管理職の長時間労働について。

管理職の残業時間をざっと調べてもらったところ、2月から5月の残業時間が総務部を例にとると、最も多い場合でそれぞれ75時間、121時間、115時間、92時間と、過労死ラインの月80時間をほとんど毎月超過しております。この中には、私の議会質問準備が遅いために答弁作成で管理職の残業をふやしてしまっているという部分もありまして、私もおわびはしなければいけ

ないところです。

そこで質問しますが、1、職員の心身の健康維持、心のゆとりや自己研修、創造性の開発の面からもこの現状は改善すべきだが、市の見解や具体方策はどうか。

2、現状では各職員の残業状況の把握すら容易でないようだが、どのようなシステム的な問題があるのか、改善方策はどう考えているのか。

3、出退勤カードでは把握できない時間外労働としては、どのようなものがどの程度あるのか、それを把握するにはどうしていけばよいのか。

最後の項目、悪質職員による情報隠しとシステム的な情報隠し問題の是正について。

昨年12月議会で保育園民営化推進担当西浦参事による情報隠し、虚偽説明事件を追及し、市と本人が謝罪して再発防止の具体を約束したにもかかわらず、同参事はまたしても3月中旬に、保育園説明に関して保護者に録音、録画の禁止を強制していました。しかも、これは市が3月議会で職員の見識向上につき答弁した直後に起こった非行であり、その悪質性が際立っています。

これを踏まえて、質問の1、説明会等の市民との対話や協議に当たって、市民から録画、録音の要望があったときには当局者はこれを拒否してはならないのに、なぜこういった恣意的な拒否事件が起こったのか。

2、今後は、市民説明に当たって市は録画、録音を拒否することは決してしないし、それを職員の大原則とするということを改めてこの議会で表明すべきと思うが、どうか。

3、この録画、録音禁止事件について、当方の指摘を受けてから市はどう対応したのか。文書注意くらいはしたのか。実は、同参事は4月異動で保育園所管から離れたものの何の処罰もなく、保険収納課長になっており、こういうけじめのなさが職員の情報隠し体質を払拭できない一因ではないのか。

4、当方は西浦前参事への懲戒請求を6月中に必ず起こすつもりですが、市はこれにどういう手続でどう対応するのか。

さて、最近発覚したことですが、3年ほど前から私の指摘を受けて、門真市の保育園では少なくとも公立の場合、首が据わっておおむね生後4カ月から入園できるにもかかわらず、また現に3カ月、4カ月の幼児を入園させているにもかかわらず、保育課の職員たちが生後6カ月からでないと入園できないというそ、間違いを言って、切実な入園希望を持って相談に来た市民をあしらっていることがわかりました。

また、出産後の母子手当のことを聞きに行ったら、子供が生まれてから聞き

に来てくれと答えをもらえなかった人が何人かはいることがわかりました。

そこで、質問の6点目ですが、これらは悪質な情報隠しであって、出産後の生活設計にとって不可欠な情報を得ようと思って聞きに来た市民に、最も優しく対応すべき保育課職員が、こういううそ、間違いを言ったり情報を教えないのは、どこに原因があるのとらえているか。3月答弁で、市として職員の見識向上を約束したのにどうなっているのか。また、こういった一部職員の情報隠しのほかに、説明責任や情報開示を果たす人力への無配慮によって、情報隠しを結果してしまう今の市の姿勢とシステムの問題があります。

4月に行われた2回目の保育園説明会の議事録は、当方が副市長にまで直談判した結果、6月21日になってようやく完成した始末で、保護者たちはこの記録をもとにした議論をする道をふさがれたまま民営化推進計画を進められてきています。これは実質的な情報隠しと市民論議の封殺であり、許されることではありません。

そこで質問しますが、7、今後は説明会や審議会議事録は会議後2週間で完成させるよう作業工程を最初から組むこと。審議会等の議事録は、完成後速やかにホームページにアップすることを市の基本姿勢として約束すべきと思うが、どうか。

8、もともと幹部2人、一般職員1人の3人体制で始めた民営化推進担当は、今後いよいよ実務的作業や市民説明業務が増大するのだから、説明責任を果たすために大至急3人に戻すべきである。私は民営化推進はもちろん断固反対ですが、これはこれとしてそのような必要があると。市の答弁をお願いします。

とりあえず1回目は以上です。

○議長（大本郁夫君） これより理事者の答弁を求めます。小林総務部長。

〔総務部長小林博君登壇〕

【答弁】

◎総務部長（小林博君） 戸田議員御質問のうち、政務調査費の意義と領収書添付について、過労死ラインを超えている一部管理職の長時間労働について、悪質職員による情報隠しとシステム情報隠し問題の是正について、私の方から御答弁申し上げます。

まず、政務調査費の意義と領収書の添付についてであります。

政務調査費につきましては、昭和61年度より、市独自の制度として市政に関する調査研究のため交付いたしておりました市政調査研究交付金を平成12年5月の地方自治法の改正を受け改めたものでございまして、平成13年4月

1日より議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、門真市議会議員の市政に関する調査研究に資するための必要な経費の一部として、地方自治法及び門真市議会政務調査費の交付に関する条例、同条例施行規則に基づき、会派及び無所属議員に1人当たり月額6万円を交付いたしておるものでございます。

次に、政府調査費の執行に係る行政責任についてのお尋ねでございますが、一般的に市の予算執行に関する最終的な責任は市長が負うものと認識いたしております。政務調査費につきましては、条例及び同条例施行規則に定められた手続により交付いたしておりまして、執行につきましても、その収支報告書の写しが議会の代表者である議長より送付され、市長が収受しておりまして、条例等に基づき適正に執行されておるものと認識いたしております。

なお、御承知のとおり、現行の条例等におきましては、規則で保管が義務づけられております領収書等の証拠書類の写しを政務調査費に係る収支報告書に添付することは義務づけられておりません。

次に、議員が提出されました意見書についてであります。現在決裁過程の中でその内容を精査し、すべて公文書として扱うか否かについて検討中であります。

また、政務調査費の支出につきましては、議会議員の市政に対する調査活動の基盤を充実するものとして、議会の自主的、自立的な活動を保障するものでなければならないと考えておりますが、公金の支出に関する市民の目線はますます厳しさを増しており、その目線は政務調査費の具体的な使途に及んでいるところであります。

収支報告書への領収書等の添付につきましては、大阪府議会において外部有識者を交えた協議会を設置し、ガイドラインを定めた上で領収書の添付など透明化を高めた条例案を9月府議会に提出する予定であることが報じられております。また、大阪府内各市の状況につきましても、現時点で大阪市、枚方市、大東市など12市が収支報告書に領収書の写し等の添付を義務づけております。

議員御質問のとおり、収支報告書への領収書の写しの添付につきましては、規則制定により義務づけることは可能であります。しかしながら、政務調査費の支出は議会の自主性、自立性に関することでもありますことから、議員の御提案も含め、議会のさまざまな御意見を伺いながら、政務調査費の透明性をより高める方策等について検討してまいりたいと考えております。

次に、一部管理職の長時間労働についてであります。

現在、財政の再建が喫緊の課題となっており、行財政改革を着実に推進しな

がら、ますます多様化する市民ニーズにも的確に対応するため、さまざまな行政課題に取り組んでおりますことから、一部管理職において長時間労働が生じておるものと考えております。

過重労働による健康障害を防止するため、労働安全衛生法に基づき、時間外、休日の労働時間が月100時間を超えた職員等につきましては、保健師または産業医による面接指導を行い、職員の健康管理に努めているところでございます。今後、時間外、休日の労働時間の削減などとあわせて適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、出退勤管理システムについてであります。

現システムでは時間外勤務の時間数を集計する機能を備えておりません。また、本庁、教育委員会、水道局以外の職場におきましては、システムが導入されておらず時間外勤務について把握できておりません。これらの点につきまして課題として認識しておりまして、将来的にプログラムの追加や対象職場の拡大をすることにより解消していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、職員による情報にかかわる問題についてであります。

御質問の説明会での録音、録画につきましては、特段の理由がある場合を除き制限すべきものではないとの認識のもと周知に努め、透明性、納得性の高い説明責任を果たしてまいりたいと考えております。

また、御質問の職員の処分につきましては、上司より口頭による注意を行ったところであります。また、民営化に関する説明会や保育園の入園に際しまして、市民への説明を行う中で不十分な点があったことにつきましては、市民への説明責任を果たす観点からも、全庁的な問題であり、今後改善に努めてまいりたいと考えております。

職員の行為が懲戒処分に値するとの通報を受けた場合でございますけれども、まずは事実確認をし、その行為が法に定める処分事由に該当するのかどうか、処分の対象とするのかどうか、判断をしております。その上で、処分するには至らないと判断した場合には、所属部署にて上司からの注意にとどめている場合もございますが、処分対象と判断した場合には、門真市職員分限懲戒審査会において審査を行い、審査会からの報告をもとに任命権者が法に基づく処分、もしくは文書または口頭による処分を行うこととなっております。

説明会等の議事録の作成等につきましては、議員の2週間という御意見もちょうだいした中、今後早期に行えるよう努力してまいりたいと存じております。